

認定こども園法の改正について

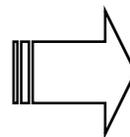
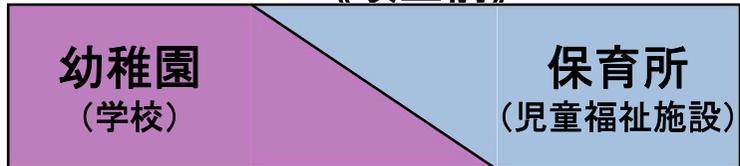
- 認定こども園法の改正（平成24年改正、平成27年4月施行）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《改正前》

《改正後》

幼保連携型
(6,093件)



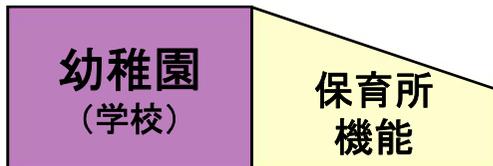
幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

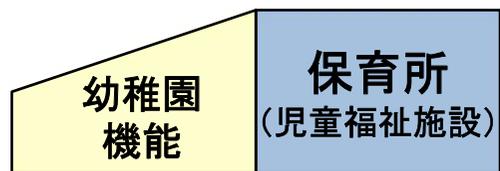
- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
 - 指導監督の一本化
 - 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園型
(1,246件)



※設置主体は国、自治体、学校法人

保育所型
(1,164件)

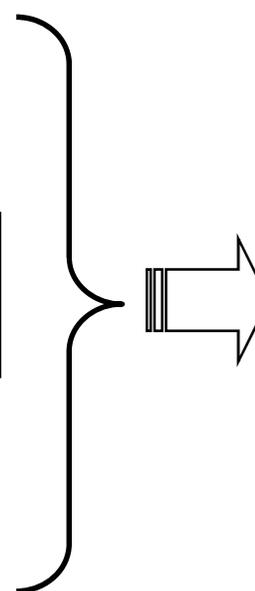


※設置主体制限なし

地方裁量型
(82件)

幼稚園機能
+
保育所機能

※設置主体制限なし



- 施設体系は、従前どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))

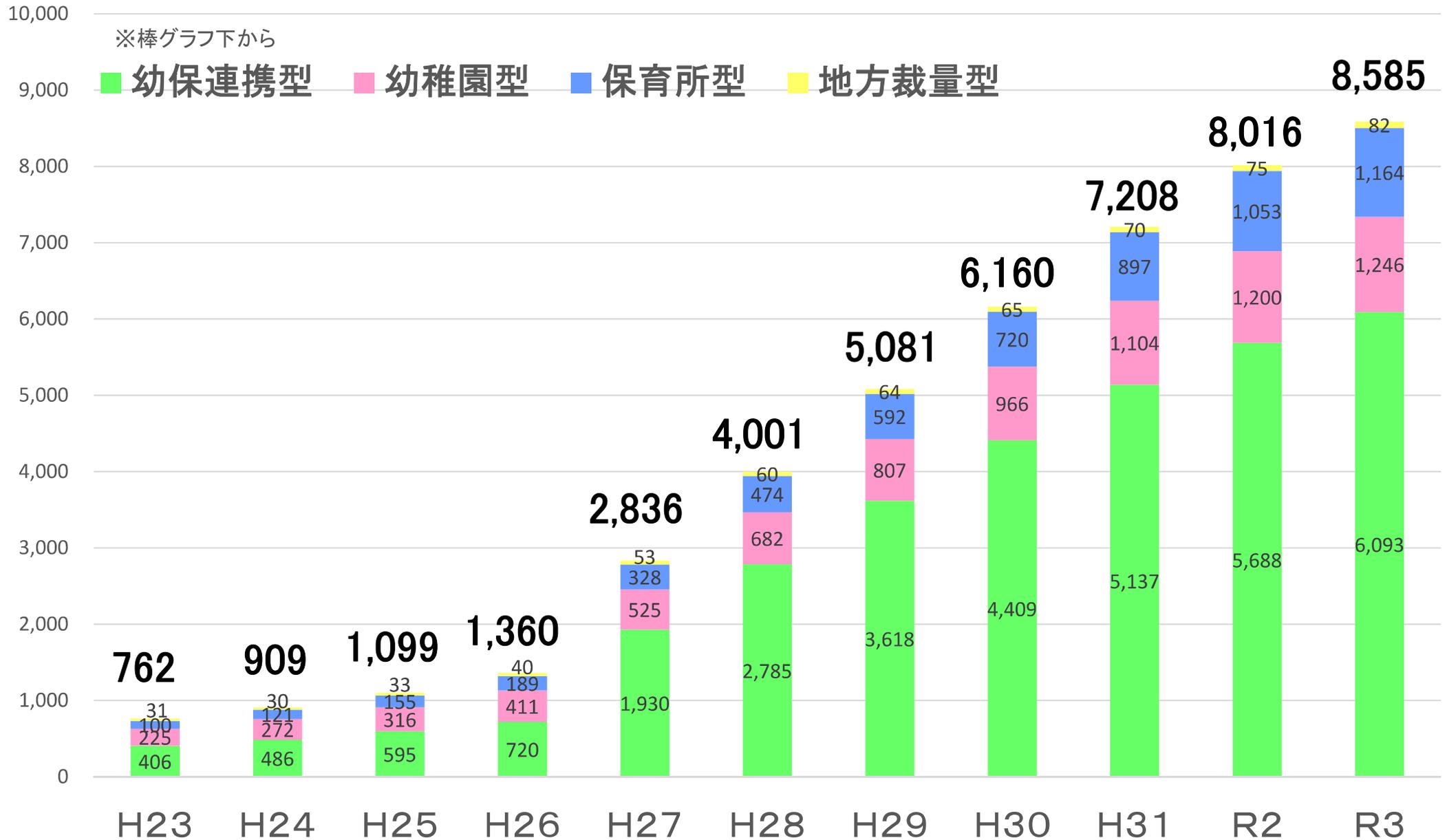
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,585 R2 (8,016)	6,093 (5,688)	1,246 (1,200)	1,164 (1,053)	82 (75)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	R2	R3		R2	R3		R2	R3
北海道	445	493	石川県	231	241	岡山県	128	143
青森県	294	299	福井県	133	142	広島県	200	215
岩手県	112	130	山梨県	78	85	山口県	71	72
宮城県	77	105	長野県	85	94	徳島県	70	73
秋田県	104	107	岐阜県	132	138	香川県	86	96
山形県	97	109	静岡県	306	324	愛媛県	100	108
福島県	112	116	愛知県	275	288	高知県	35	37
茨城県	233	239	三重県	65	69	福岡県	151	177
栃木県	141	150	滋賀県	115	130	佐賀県	88	96
群馬県	238	250	京都府	129	142	長崎県	160	172
埼玉県	139	147	大阪府	707	750	熊本県	162	170
千葉県	202	216	兵庫県	553	579	大分県	159	168
東京都	155	162	奈良県	82	91	宮崎県	204	213
神奈川県	211	230	和歌山県	68	74	鹿児島県	252	274
新潟県	232	249	鳥取県	48	50	沖縄県	156	168
富山県	134	140	島根県	61	64	合計	8,016	8,585

認定こども園数の推移



(各年4月1日現在)

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後10年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

(続き)

公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後10年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後10年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一体化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、従前基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・<u>幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</u></p>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</u> ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【従前の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。 ・設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

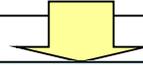
- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について
 (以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(認定こども園法第6条)。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

基本的な考え方

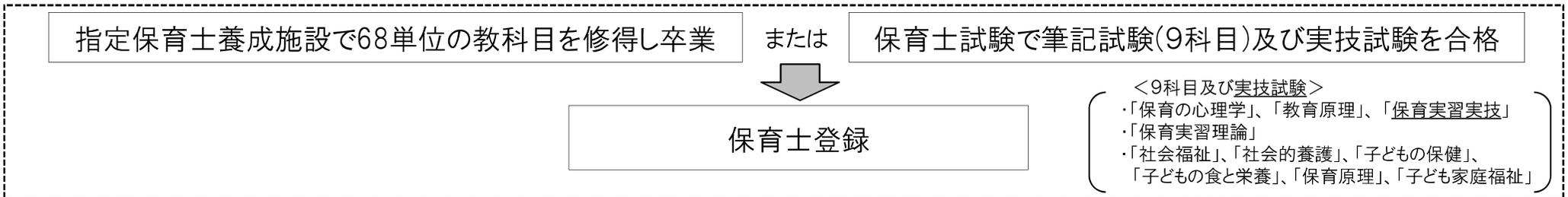
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
 - ・ 修了時まで育てほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化※小学校との接続
 - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
 - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
 - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
 - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
 - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
 - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
 - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
 - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

保育士資格取得の特例の概要

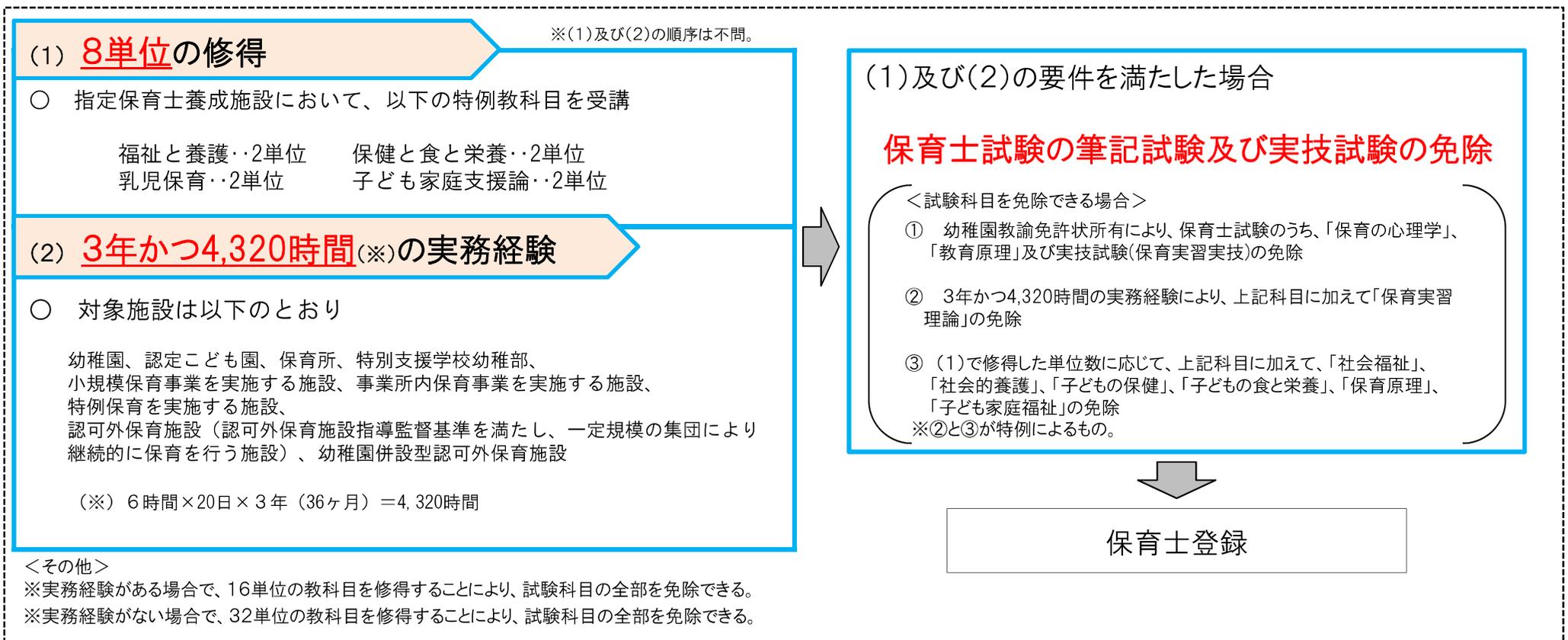
- 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

【通常の制度】



【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者



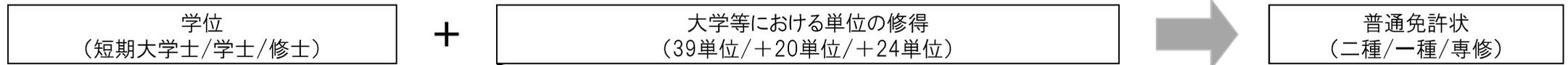
幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

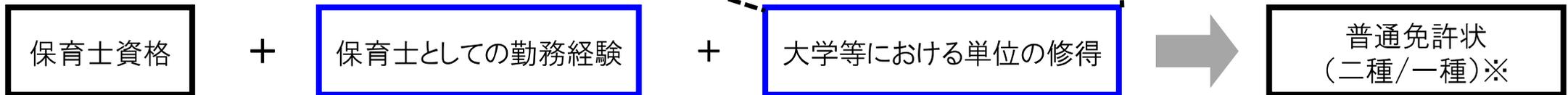
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・保育内容の指導法 } 2単位
- ・教育の方法及び技術
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法 1単位